

9 環 境 部

環 境 保 全

1 吹田市環境基本条例

環境の保全及び創造について、基本理念と施策の基本となる事項を定めること等により、これらに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的として「吹田市環境基本条例」を制定し平成9年(1997年)4月1日から施行している。

この条例は、前文のほか4章26条により構成される環境の保全及び創造に関する基本条例であり、良好な環境の確保と将来の市民への継承、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、人間と自然との共生、身近な地域における地球環境保全の推進といった4つの基本理念のほか、市、事業者、市民それぞれの責務や市が行う基本的な施策について定めている。

また、同条例に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として令和2年(2020年)2月に「第3次環境基本計画」を策定している。

2 環境影響評価制度

環境に著しい影響をもたらす可能性のある一定規模以上の事業に対し、その事業の実施に先立って、地域の環境を十分に調査し、事業の実施に伴う環境への影響を予測・評価するとともに、その結果を公表して住民等の意見を聴き、環境の保全及び良好な環境の創造のために効果的な取組を講ずることの促進を目的として、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」を制定し平成10年(1998年)10月1日(平成24年(2012年)4月1日改正)から施行している。

3 中高層建築物の日照障害等の指導要領

中高層建築物の建築に係る日照、電波障害等に関する紛争の予防について、建築計画の周知手続その他必要な事項を定めることにより、地域住民の住環境を安全かつ良好に維持することを目的に平成23年(2011年)3月29日から施行している。

4 吹田市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例

中高層建築物の建築に係る紛争についてのあっせん及び調停に関し必要な事項を定めることにより、紛争の調整を図り、良好な近隣関係と生活環境の保持に資することを目的として「吹田市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例」を制定し、平成8年(1996年)7月1日から施行している。

紛争調整は、関係住民と建築主との話合いの場を設け、建築紛争相談員が調整する「あっせん」と法律・建築・環境の分野に学識経験を有する者からなる建築紛争調停委員会が行う「調停」がある。

中高層建物による紛争調整状況等

(単位：件)

年 度	標識設置等件数	あっせん・調停申出件数	紛争調整件数	
			あっせん件数	調停件数
令和 5 (2023)	36	0	0	0
〃 6 (2024)	45	0	0	0
〃 7 (2025)	51	0	0	0

5 ポイ捨ての防止及び路上喫煙の適正化

「吹田市環境美化に関する条例」に基づき、ポイ捨て等の防止や路上喫煙の適正化に取り組んでいる。また、大阪メトロ江坂駅周辺、J R吹田駅周辺、J R岸辺駅周辺、J R南吹田駅周辺、阪急吹田駅周辺、阪急関大前駅周辺、阪急南千里駅周辺、阪急北千里駅周辺、大阪モノレール万博記念公園駅周辺を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定し、一層の環境美化の促進を図っている。

なお、平成27年(2015年) 2月より一部改正した条例を施行している。改正条例では、市内全域の道路等での歩きたばこを禁止し、併せて環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区での違反行為に対し、市からの指導勧告に従わない場合に過料2,000円を徴収することができる旨規定した。令和5年度からは路上喫煙防止啓発員4名を配置し、同条例に基づいたポイ捨て等の防止や路上喫煙の適正化について効果的に指導啓発を行っている。

さらに、たばこのにおいや煙、受動喫煙防止及びスモークフリーシティ実現に向けた禁煙啓発を目的として、令和5年度にJ R吹田駅北口及びJ R岸辺駅北口に、令和6年度に江坂公園及び豊津公園に卒煙支援ブースを設置した。

また、環境美化推進員制度を創設し、令和8年(2026年) 3月末現在、53団体が市内の環境美化に関する啓発活動に取り組んでいる。

6 空き地の適正管理

「吹田市環境の保全等に関する条例」第21条に基づき空き地所有者に対し、その空き地内の雑草等により近隣住民の生活環境に支障を及ぼさないように適正な管理をすることを指導している。

(単位：件)

年度	申出件数
令和 5 (2023)	46
〃 6 (2024)	66
〃 7 (2025)	64

7 環境教育

人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、地球環境及び地域環境の保全活動に積極的に参加するなどの実践的な能力を育てるため、市民、事業者、学校、行政の協力関係を深め、環境保全活動を促進していく啓発事業を実施している。

環境教育の支援と地域における実践活動を継続的に促進するため、「すいた環境サポーター養成講座」を令和元年度(2019年度)まで対面で開講していた。令和4年度(2022年度)からは市ホームページで環境についての動画やクイズを公開し、オンライン上で環境について学ぶことができる事業を実施している。また、子どもたちを対象とした対面講座も合わせて行っており、オンラインと対面を併用しながら環境教育を実施している。

8 SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN

市自らが市内における一大消費活動を展開する事業者であるとの認識の下に、環境に配慮した事務事業活動を率先して推進するために「SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN」(令和7年(2025年)4月改定)に基づき、「MOTTAINAI」精神の下、率先して節エネルギー・省エネルギー・省資源などの環境に配慮した事務事業活動を展開している。

9 再生可能エネルギーの導入拡大

国内における再生可能エネルギーの環境価値取引の活性化、再生可能エネルギー設備の更なる導入拡大の推進を目的に、「吹田市電力の調達に係る環境配慮方針(平成29年(2017年)2月策定、令和7年(2025年)3月改定)」を策定し、公共施設において、再生可能エネルギー100%の電力の調達を基本とする電力調達を実施している。

吹田市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく電力調達施設数

(単位：か所)

施設 年度	高圧 (負荷率 40%以下) 受電施設	高圧 (負荷率 40%超) 受電施設	低圧受電施設	合計
令和 5 (2023)	84	—※	—※	84
〃 6 (2024)	81	9	262	352
〃 7 (2025)	89		265	354

※吹田市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく入札は不調となった。

公害対策

1 公害の概要

本市における公害の状況は、公害防止関連法による排出規制が行われ、一定の解決が図られつつあるが、移動発生源による大気への影響や道路交通騒音などの都市・生活型公害が多いというのが特徴である。また、公害対策ばかりでなく自然環境の保全やより質の高い生活環境の創造が求められている。

2 大気汚染

大気環境の常時監視は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）3局（吹田市垂水局、吹田市北千里局、吹田市高野台局）と自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）1局（吹田簡易裁判所局）で実施している。吹田簡易裁判所局では、月1回有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン等）のモニタリングを実施している。なお、吹田市北千里局は建替え工事のため令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)まで休止していたが、令和8年(2026年)4月から測定を再開している。また、測定の再開にあたり測定局の名称を吹田市北消防署局から吹田市北千里局に変更した。

本市における令和7年度(2025年度)の大気汚染状況は、光化学オキシダントを除き、改善傾向が見られる。

光化学オキシダントの状況は、依然として高濃度で本市環境基本計画の環境目標（以下「目標」という。）未達成となっており、近年は横ばいの状態である。

光化学スモッグの発令状況は、予報1回、注意報0回であった。

二酸化窒素については、一般局・自排局とも国の環境基準及び目標を達成している。

窒素酸化物(NO_x)対策としては、固定発生源に対して大気汚染防止法や本市独自の要領による排出基準や窒素酸化物総量規制基準の遵守、燃料の良質化や低NO_x機器の採用を指導している。また、市内の大気汚染防止法等に基づく届出のある工場・事業場からの窒素酸化物及び硫酸酸化物の排出量状況の把握のため、原燃料使用量調査を実施し、より一層の窒素酸化物の排出量の低減を図っている。

一方、移動発生源である自動車排出ガスについても、大気汚染防止法により自動車排出ガス量の許容限度を定めて規制する「単体規制」が段階的に強化され、自動車NO_x・PM法により、本市域を始めとする対策地域内のトラック・バス等が同法の排出基準を超える場合、その使用を制限する「車種規制」が行われている。

本市では、窒素酸化物や主要な温室効果ガスである二酸化炭素の発生を抑制するエコドライブを推進するため、大阪府等と連携して自動車のアイドリング・ストップや燃費に配慮したアクセ

ル操作などの啓発を行っている。また、毎月20日を「ノーマイカーデー」として、マイカー利用などの自粛を呼び掛けている。

二酸化硫黄については、自排局で測定しており、目標を達成している。

大気汚染防止法による排出基準、総量規制基準の遵守、SO_x総量規制に係る公害防止協定による排出量の遵守や使用燃料の低硫黄化などの措置により、硫黄酸化物の排出量の低減を図っている。

浮遊粒子状物質については、一般局・自排局とも目標を達成している。

一酸化炭素については、自排局で測定しており、目標を達成している。

微小粒子状物質（PM2.5）については、自排局で測定しており、目標を達成している。

有害大気汚染物質のうち、目標が定められているベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンについては、自排局で測定しており、目標を達成している。

アスベストについては、建築物の解体時等における届出が35件あり、このうち大気汚染防止法に基づくものが19件、大阪府条例に基づくものが16件あった。また、本市では、アスベスト飛散防止対策として、令和7年度（2025年度）に、77件の解体等工事に対するパトロールを行った。

3 水質汚濁

令和7年度(2025年度)の水質汚濁の状況は、健康項目については河川・水路（5か所）、ため池（14か所）で目標を達成していた（ため池は2か年で調査を実施）。生活環境項目については、河川・水路で生物化学的酸素要求量（BOD）の目標達成率は100%であった。また、ため池での化学的酸素要求量（COD）の目標達成率は、44.6%であった。

大規模工場・事業場の排水に対しては、BODに係る公害防止協定を締結し、さらにCOD総量規制や、富栄養化防止のため、窒素・リンの総量規制を実施している。

地下水質については、7地点で測定を行った。状況把握を目的とした概況調査を4本の井戸で実施したところ、環境基準値を超過した井戸は確認されなかった。また、過去に環境基準値を超過した3地点で継続的な水質監視調査を実施し、経年変化を確認した。

南吹田地域の地下水汚染については、学識経験者の助言を得ながら、定期的に汚染状況を把握するとともに、浄化及び拡散防止を目的に揚水対策を行っている。汚染物質の回収量（累計）は、令和8年（2026年）3月末時点で、1,2-ジクロロエチレンが25.7kg、クロロエチレンが26.4kgであった。

4 土壌汚染

令和7年度(2025年度)は、事業者が実施した土壌調査により土壌汚染が確認された5件について、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定した。また、指定済みの要措置区域1件について、事業者により汚染土壌の掘削除去が行われ、区域指定の解除を行った。

5 騒 音

騒音の常時監視は、一般環境騒音、道路交通騒音、鉄軌道騒音及び航空機騒音について定期的に調査を実施している。

なお、一般環境騒音については5か年で50地点、道路交通騒音については5か年で名神高速道路、国道423号、府道大阪中央環状線等19路線32地点の調査を実施している。

令和7年度(2025年度)における一般環境騒音については、一日を通じて目標を達成していたのは、全50地点中45地点であった。

道路交通騒音については、一日を通じて目標を達成していたのは、全32地点中27地点であった。

航空機騒音については、着陸コース下及び離陸コース下の2地点で調査を実施したところ、2地点ともに目標を達成していた。しかし、年間数パーセントと頻度は少ないものの東風の影響による逆発着時の場合、本市上空における飛行高度が低くなり騒音レベルが高くなることから、本市も参画する大阪国際空港周辺都市対策協議会（10市協）を通じて、国に対して逆発着時の騒音軽減のための対策を要望している。

鉄軌道騒音については、JR沿線（南吹田）及び阪急沿線（古江台・寿町・吹東町）4地点で実施したところ、運行速度の速い地点やカーブ地点等で比較的騒音レベルの高い状況が見られた。

その他一般家庭で使用するクーラーや楽器などから発生する生活騒音については、市HP等でその防止に努めるよう啓発を行っている。

6 バイオテクノロジーに関する安全対策

本市では遺伝子組換え施設、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設について、市民の安心、安全を確保するため、条例を制定し、施設の安全確認を行っている。

令和7年度(2025年度)は、29の事業所に延べ29回立入調査を実施した結果、環境安全上問題はなかった。

7 ダイオキシン類

令和7年度(2025年度)のダイオキシン類環境調査において、大気については、自排局1局（吹田簡易裁判所局）で、5月、8月、10月、1月に調査し、目標を達成していた。水質については、河川・水路5か所及び地下水質2地点で調査を行い全ての地点で目標を達成していた。土壌については、公園1地点で調査を行い、目標を達成していた。

ダイオキシン類対策としては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき規制・指導している。今後も引き続き、ダイオキシン類の実態把握に努める。

産業廃棄物対策

中核市移行により、令和２年(2020年)４月１日から産業廃棄物、ポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）廃棄物及び使用済自動車のリサイクル等に係る規制事務を実施している。

１ 産業廃棄物に関する事業者対策

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、排出事業者や許可事業者に対し、立入検査等を通して適正処理を指導している。

産業廃棄物を年間1,000 t 以上（特別管理産業廃棄物の場合は、年間50 t 以上）排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）へは、排出抑制や減量化の取組についても指導している。

（単位：事業者）

年 度	許可事業者数	多量排出事業者数 （産業廃棄物） ※建設業除く	多量排出事業者数 （特別管理産業廃棄物）
令和 5 (2023)	2	10	13
〃 6 (2024)	2	10	13
〃 7 (2025)	2	10	13

２ ＰＣＢ廃棄物等対策

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、ＰＣＢ廃棄物・使用製品の保有者に対し、立入検査等を通して届出や処理を適正指導している。

（単位：事業者）

年 度	保管事業者 及び所有事業者数
令和 5 (2023)	67
〃 6 (2024)	57
〃 7 (2025)	56

3 使用済自動車のリサイクル

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき、登録更新時や使用済自動車の引取りや解体状況などの流れを電子情報管理する情報管理センターからの引渡報告遅延情報を受け登録事業者に対し、立入検査等を通して適正指導をしている。

(単位：事業者)

年 度	引取業者数	フロン回収業者数	解体業者数	破碎業者数
令和 5 (2023)	25	0	0	0
〃 6 (2024)	24	0	0	0
〃 7 (2025)	24	0	0	0

環境衛生

1 そ族昆虫駆除

(1) 駆除実施事項及び期間

駆除内容					期間（月）												
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
蚊 ・ ハ エ 駆 除					←-----→												
ゴ キ ブ リ 駆 除					←-----→												
ユ ス リ カ 駆 除 対 策					←-----→												
ね ず み 駆 除					←-----→												
害 虫 駆 除 相 談					←-----→												

(2) 作業状況

年 度	薬剤散布延べ面積 (㎡)	補(死)そ数 (匹)
令和 5 (2023)	319,897	23
〃 6 (2024)	296,173	162
〃 7 (2025)	373,765	85

(3) 衛生・不快害虫駆除相談

蚊類、ハチ類、毛虫等の駆除及び駆除方法指導・相談

令和 5 年度(2023年度)実績 177件

〃 6 年度(2024年度)実績 145件

〃 7 年度(2025年度)実績 106件

規格葬儀など

1 規格葬儀

(1) 規格葬儀料金

① 仏式（ゆり）・仏式（きく）・神式・キリスト教式

規 格		飾付利用料
仏式（ゆり）	12歳以上	188,100円
	12歳未満	187,000円
仏式（きく） 神式 キリスト教式	12歳以上	113,300円
	12歳未満	112,200円

② 略式型の利用料

	利用料
12歳以上	49,500円
12歳未満	48,400円

③ 本葬の飾付利用料

仏式（ゆり）	仏式（きく）・神式・キリスト教式
177,100円	102,300円

(2) 規格葬儀利用状況

年 度	葬 儀 対 象 件 数 (件)	利 用 件 数 (件)	利 用 率 (%)
令和 5 (2023)	3,450	201	5.8
〃 6 (2024)	3,794	191	5.0
〃 7 (2025)	3,394	183	5.5

2 やすらぎ苑（火葬場）

(1) 施設概要

位 置	吹東町17番1号
敷 地 面 積	9,511.88m ²
建 物	鉄筋コンクリート造2階建
延べ床面積	2,395.60m ²
設 備 規 模	
火葬炉	8基（2炉1系列方式）…台車式寝棺炉
焼却炉	1基（1炉1系列方式）…台車走行式
燃 焼 時 間	60分
炉 燃 焼 部	主燃炉、再燃炉方式
排ガス温度	200℃
通 風	強制通風方式
ガ ス 冷 却	外気吸入混合及び熱交換器方式
開設年月日	平成20年(2008年)10月1日

(2) 利用状況

(単位：人)

年 度	大 人	小 人	死 産 児	計	1 日平均
令和 5 (2023)	3,740	9	55	3,804	10.5
〃 6 (2024)	3,755	3	36	3,794	10.4
〃 7 (2025)	3,292	7	50	3,349	9.2

ごみ処理

1 ごみ収集対象戸数の推移

(各年 4 月 1 日現在)

年度 区分	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
一般家庭 (戸)	182,636	184,802	187,467

2 収集状況

(1) 収集方法

一般家庭から排出されるごみは12種分別収集を実施しており、①燃焼ごみは週 2 回定曜日各戸収集を、資源ごみ（②新聞、③雑誌類、④段ボール、⑤古布類、⑥かん、⑦びん、⑧飲料用紙パック）は月 2 回定曜日ステーション収集（⑨ペットボトル、家庭系廃食用油は拠点回収）を、⑩大型複雑ごみは月 1 回定曜日各戸収集を、また、⑪小型複雑ごみ及び⑫有害危険ごみは月 1 回定曜日ステーション収集をそれぞれ行っている。

収集の際の収集用容器として空きかん収集用コンテナ、空きびん収集用コンテナ、有害危険ごみ収集用コンテナをそれぞれ 5～10 戸ごとに 1 個貸与し、その設置及び保管は市民が行っている。

高齢または障がい等により家庭系ごみを排出場所に持ち出すことが困難な方を対象に、安心サポート収集を行っている。通常の市の収集と異なり、収集開始前の面談・調査で決定した曜日に戸別訪問し、玄関先でごみの収集を行っている。

吹田市内で在宅医療を受けておられる方で、家庭から排出される在宅医療ごみの処分にお困りの方の在宅医療廃棄物（注射針以外）の収集を行っている。感染防止のため二重袋で排出してもらい、面談の上、決定した収集日及び時間に戸別訪問し、玄関先でごみの収集を行っている。

(2) 車両保有状況

令和 8 年(2026年) 4 月 1 日現在

区 分	車体の形状	積 載 量	台 数
ご み 収 集 車	ダンプ	3.5 t	6
	プレス	3.5 t	11
	プレス	2 t	2
人 員 輸 送 車	ワゴン車	7 人乗り	2
巡 回 車	ダブルキャビン	6 人乗り	6
	シングルキャビン (ダンプ)	3 人乗り	1
	軽自動車	4 人乗り	4
	軽自動車(ダンプ)	2 人乗り	1

3 収集実績の推移

項目 区分	年 度	実働日数 (日)	延べ就労人員 (人)	処理戸数累計 (戸)	延べ収集量 (t)
直 営	令和 5 (2023)	310	21,700	237,980	7,850
	〃 6 (2024)	310	21,700	236,804	7,828
	〃 7 (2025)	310	21,390	235,603	7,801
委 託	令和 5 (2023)	310	79,670	1,967,163	61,961
	〃 6 (2024)	310	79,050	1,997,544	61,356
	〃 7 (2025)	310	83,700	2,032,895	60,994
計	令和 5 (2023)	310	101,370	2,205,143	69,811
	〃 6 (2024)	310	100,750	2,234,348	69,184
	〃 7 (2025)	310	105,090	2,268,498	68,795

4 安心サポート収集実績

各年 4 月 1 日現在 (単位: 件)

年度 区分	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
定曜日収集 (燃焼ごみ)	219	246	254
不定期収集 (燃焼ごみ以外)	175	176	181
合 計	394	422	435

5 委託状況の推移

(戸数は各年度 4 月 1 日現在)

区分 年度	収集戸数	うち委託戸数	委託率	委託料支払額
	一般家庭 (戸)	一般家庭(戸)	(%)	(千円)
令和 5 (2023)	182,636	162,809	89.1	1,965,274
〃 6 (2024)	184,802	165,023	89.3	2,015,259
〃 7 (2025)	187,467	167,875	89.5	2,059,912

6 処理状況の推移

(単位：t)

年 度	資源循環エネルギー センター 焼 却 量	破碎選別工場処理量
令和 5 (2023)	97,398	14,628
〃 6 (2024)	96,615	14,685
〃 7 (2025)	94,250	14,235

資源循環エネルギーセンターの概要

位 置	千里万博公園 4 番 1 号
供 用 開 始	平成22年(2010年) 3 月26日
敷 地 面 積	11,400m ²
建 築 面 積	7,481.20m ²
延べ床面積	21,194.18m ²
ごみピット	15,195.3m ³
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート及び鉄骨造地下2階地上5階建
焼 却 能 力	240 t / 24 h × 2 基
工 費	21,493,500千円
職 員	29人
特 徴	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式) 公害防止設備の完備 灰溶融炉 (49 t / 24 h) の設置

・大気汚染防止対策

下表のとおり、法規制値を遵守するとともに、それよりも低い基準値を設定して、ごみを燃焼した時に発生する排ガス中の有害な物質を除去する設備を備え、大気汚染を防止する対策を講じている。

	法 規 制 値	設計基準値
ば い じ ん	0.04 g / m ³ N	0.01 g / m ³ N
硫 黄 酸 化 物	6.61m ³ N / h (60ppm)	10ppm
塩 化 水 素	700mg / m ³ N (430ppm)	10ppm
窒 素 酸 化 物	250ppm	30ppm
水 銀	50 μ g (0.05mg) / m ³ N	0.03mg / m ³ N
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ / m ³ N	0.05ng-TEQ / m ³ N

- ・水質汚濁防止

所内の排水は二段凝集沈澱やキレート処理等により下水道放流基準値以下にして下水道に放流している。

- ・臭気防止対策

ごみピット内の臭気は、扉で外気と遮断され、焼却炉の燃焼用空気として使用する。その臭気は、850℃以上の高温で分解処理され無臭となる。また、プラットホーム出入口にエアカーテンや脱臭装置を設置し、場外に臭気が流出しないようにしている。

- ・騒音対策

騒音源となる主要機器は屋内に設置し、消音器、遮音壁等で減音している。

- ・防じん対策

焼却後の灰は、密閉されたコンベアを通り灰溶融炉で溶融される。溶融後も密閉されたコンベアで運ばれ搬出されるので、飛散せず衛生的に処理される。

- ・焼却灰の再資源化

焼却灰や焼却飛灰は灰溶融炉のアーク放電によるジュール熱で約3,000～6,000℃の高温で溶融され、減容・無害化される。溶融された灰はスラグとメタルになり、資源化物として再利用される。

- ・水の再利用

プラント排水は適正に排水処理された後、一部は床洗浄やプラントの水に再利用される。雨水は雨水貯槽にためられ植栽の散水に利用されている。

- ・余熱利用による発電

ごみを燃焼した時に発生する熱を利用して、ボイラーで水蒸気を発生させ給湯及び発電を行っている。

発電能力は1万3,000kWであり、所内の需要を賄い、余った電力は売却している。

ストックヤードの概要

位 置	吹田市千里万博公園 4 番 1 号
供 用 開 始	平成26年（2014年） 3 月29日
敷 地 面 積	9,253㎡
建 築 面 積	1,429.66㎡
延べ床面積	1,442.08㎡
構 造	鉄骨造平屋建て、鉄筋コンクリート造平屋建て
工 費	1,214,203千円
施 設 内 容	ストックヤード1 ペットボトルヤード：ペットボトルの受入れ、圧縮減容、保管、搬出 生ビン・カレットヤード：生ビン・カレットの保管、搬出 古紙・古布ヤード：古紙・古布の受入れ、選別、保管、搬出 ストックヤード2 その他非鉄金属類等ヤード：その他非鉄金属類等の保管、搬出 スラグヤード：スラグの受入れ、保管、搬出 太陽光発電設備 発電能力 150kW その他設備 ハイブリッド街路灯 4 基、屋外便所、危険物庫、部品庫、駐輪場 1・2、駐 車場、植栽、雨水流出抑制槽

ごみ減量の施策

1 再生資源の集団回収実施団体に報償金を支給

- (1) 目 的 再生可能な古紙等の集団回収を実施している届出団体に対して報償金を支給し、ごみの減量と資源の有効利用並びにごみ問題の意識向上を図ることを目的として、昭和55年(1980年) 4 月から実施している。
- (2) 対 象 団 体 市内の自治会等営利を目的としない団体で、おおむね30世帯以上で構成された古紙等の集団回収を定期的に行っている届出団体
- (3) 対 象 品 目 新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、古布、アルミ缶、酒・ビールびん等、各 1
及 び 単 価 kg につき 7 円

(4) 実 績

年 区分	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
交付団体数(団体)	436	432	425
参加世帯数(世帯)	67,583	65,613	65,044
回収総量(kg)	5,593,526	5,182,660	4,815,332
報償金交付額(円)	39,154,682	36,278,620	33,707,324

2 廃棄物減量等推進員制度

廃棄物減量等推進員制度は、34地区の連合自治会からの推薦により推進員を委嘱し、平成7年(1995年)11月に発足した。推進員は一般廃棄物の減量と資源化の推進、ごみの適正な排出の指導等を行い、本市が行う啓発活動へも協力する。推進員制度や活動内容についての理解を深めることを目的に、推進員を対象とした全体会や施設見学会等を毎年開催しており、地域での推進員活動の活性化を図っている。令和8年(2026年)3月31日現在 257人。

3 その他の家庭系ごみ減量推進事業

下記の方策を実施することにより、家庭系ごみの減量と資源化を図っている。

- (1) その他紙類の資源化の促進
- (2) 再生資源集団回収未実施団体や新規マンションに対し、集団回収取組の推進
- (3) 出前講座等によるごみ減量・資源化の啓発活動及び環境（ごみ）教育・学習の充実
- (4) 容器包装類の販売店自主回収の促進
- (5) 家庭系廃食用油拠点回収の充実と廃食用油の持続可能な航空燃料（SAF）への再資源化
- (6) レジ袋削減・マイバッグ持参運動の推進
- (7) 食品ロス削減の取組
- (8) 市内イベントで発生するごみの適正処理を推進するためにエコイベント宣言を促進
- (9) プラスチックごみ削減への取組
- (10) 使い捨てコンタクトレンズの空ケース回収箱の設置
- (11) 使い捨てプラスチックの削減及び熱中症予防の推進のため、マイボトル用給水機を設置
- (12) 民間事業者と協定を締結し、市民のリユース活動を促進

4 事業系ごみ減量推進事業

(1) 「多量排出占有者」に対する指導

毎月 2 t 以上の一般廃棄物を排出する事業者を「多量排出占有者」とし、この占有者への指導として、

ア 減量目標値を設定した減量計画を定め、実施すること。

イ 廃棄物管理責任者を選任すること。

ウ 減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届を市長に提出すること。

の 3 点を行うことを定め、事業系一般廃棄物の排出量の大きな割合を占めている多量排出占有者に対し、ごみの減量、排出の抑制等を目的に平成 9 年度(1997年度)から指導している。

(2) 事業所・商店等に対する要請

事業所、商店等から排出される事業系ごみの減量・リサイクルを推進するため、チラシ等により P R 活動を行っている。

(3) 廃棄される保存文書の資源化

事業所ごみの減量・リサイクルのモデル事業として、市施設から排出される紙ごみ（廃棄される保存文書等）の資源化事業を平成 5 年度(1993年度)から行っている。

(4) その他の事業系ごみ減量推進事業

下記の方策を実施することにより、事業系ごみの減量と資源化を図っている。

ア 古紙リサイクルの促進（新聞、雑誌、段ボール）

イ 資源循環エネルギーセンター搬入ごみ検査

ウ 資源循環エネルギーセンター古紙・古布の回収 B O X による回収

エ 公共施設の刈り草の堆肥化等による減量の促進

オ 公共施設の紙類等の資源化の強化

カ 雑がみのリサイクル率向上に向けた情報提供及び啓発

ごみの12種分別収集

本市の廃棄物処理事業は、ごみの発生を抑制するとともに、排出者の段階において、できるだけごみ質に応じて適切に分類し、これを分別収集して、廃棄物の減量化や再資源化を図りつつ、環境保全に留意して適正に処理するという内容でなければならない。

このため、破砕選別工場と循環型社会構築のためのシステムづくりを支援するための廃棄物再生利用総合施設を併設した資源リサイクルセンターを平成 4 年(1992年)11月 1 日に開設した。

ごみの再生利用を推進するためには「捨てればごみ、分ければ資源」といわれるように、市民一人一人が、ごみとして出す前に分別することが、重要な要件となってくる。

このため本市では、昭和63年(1988年)11月から平成元年(1989年)3月までの間、市内3地区約6,000世帯を対象に5種分別によるモデル収集を行ってきた。この結果を基に、モデル地区住民に対しアンケート調査を実施し、一部収集方法等の改善を図った上で、平成元年(1989年)8月から5種分別収集の本格実施に踏み切り、平成4年(1992年)6月1日で全市に普及した。

その後、再生資源に回せる紙類が多いことから、5種分別の意識の向上と適正な排出によるごみの減量を図るために、平成15年(2003年)4月から家庭用ごみ袋無色半透明化を試行実施し、平成16年(2004年)4月から本格実施に入った。平成20年(2008年)から資源ごみを8分別している実態にあわせて、表現を「12種分別」とした。

1 12種分別収集の目的

廃棄物の資源化を促進し、排出段階で有害危険物を除去し、適正に処理して二次公害を未然に防止するとともに、分別をすることにより廃棄物の量を削減する。

2 分別排出区分

- ① 燃 焼 ご み 台所のごみ、草木くず、再生のきかない紙くず、繊維くず、革製品、木切れ等の可燃性物
- 資 源 ご み ② 新聞、③ 雑誌類、④ 段ボール、⑤ 古布類、⑥ かん、⑦ びん、⑧ 飲料用紙パック、⑨ ペットボトル、家庭系廃食用油
- ⑩ 大型複雑ごみ 大型で収集運搬及び処理に特別な取扱いを要する物
- ⑪ 小型複雑ごみ 選別、破碎等の前処理が必要な不燃性物及び可燃性物と不燃性物の混成品
- ⑫ 有害危険ごみ 電池類、水銀を使用している器具等の有害物、引火発火のおそれのある物、カミソリ等の危険物

3 収集システム

- (1) 燃 焼 ご み 週2回収集
- (2) 資 源 ご み 月2回ステーション方式で収集
空きかん・空きびんは、専用コンテナで収集、ペットボトル、家庭系廃食用油は拠点回収
- (3) 大型複雑ごみ 月1回収集
- (4) 小型複雑ごみ 月1回ステーション方式で有害危険ごみと同じ日に収集
- (5) 有害危険ごみ 月1回ステーション方式で小型複雑ごみと同じ日に専用コンテナで収集

4 ペットボトル、家庭系廃食用油などの収集実績

容器包装リサイクル法の施行に伴い、平成9年(1997年)8月からペットボトルの収集を実施している。家庭系廃食用油については、平成21年(2009年)2月から拠点回収を実施している。

(1) 収集方法 拠点回収

(2) 回収容器設置場所

令和8年(2026年)4月1日現在

ペットボトル	118か所
家庭系廃食用油	15か所

(3) 収集量 (単位：t)

区分 \ 年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)
ペットボトル	221.23	229.71	219.25
家庭系廃食用油	7.29	7.43	8.55

5 特定家庭用機器（廃家電）処理量

(1) 市収集台数 (単位：台)

品目 \ 年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)
エアコン	1	1	3
テレビ	15	30	41
冷蔵庫・冷凍庫	4	8	13
洗濯機・衣類乾燥機	6	5	32
計	26	44	89

(2) 不法投棄回収台数 (単位：台)

品目 \ 年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)
エアコン	11	0	0
テレビ	80	17	7
冷蔵庫・冷凍庫	10	6	6
洗濯機・衣類乾燥機	7	1	0
計	108	24	13

破碎選別工場・資源リサイクルセンター

位 置	千里万博公園 4 番 3 号
敷 地 面 積	9,244.87m ²
建 築 面 積	3,833.26m ²
延べ床面積	10,580.90m ²
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 5 階建
設 備 能 力	85 t / 日 (5 時間)
事 業 費	8,391,796 千円 (用地取得費 1,638,396 千円を含む)
施 設 内 容	1 ～ 3 階 破碎選別工場 ごみの破碎選別、資源・有価物の回収・保管・搬出、有害・危険物の適正処理を行う。(ストックヤードの一部で資源の選別・保管・搬出を行う) 職員数 12 人 4 ～ 5 階 資源リサイクルセンター (運営 : (公財) 千里リサイクルプラザ) 市民工房、展示室、保管庫、マルチホール、講義室、研究室、生活学習室、会議室、もらいますコーナー、事務室ほか
資源の再生	破碎選別工場 (くるくるプラザ再生品含む) 令和 7 年度 (2025 年度) は 1 万 4,235 t のごみを処理し、7,885 t を再生資源として回収した。資源化率は 55.39% であった。資源ごみだけでなく、その他のごみからも多くの再生資源を回収している。

再生資源の内訳 令和7年度(2025年度)

種 類	資源化量 (t)
鉄（スチール缶を含む）	1,295.04
アルミニウム（アルミ缶を含む）	241.17
金属（鉄・アルミ以外）4種類	7.68
カレット（8種類）	1,593.31
リターナブルびん（酒、ビール、ワインなどのびん37種類）	59.21
新聞	770.68
段ボール	1,800.58
雑誌その他	1,553.20
古布	23.09
飲料用紙パック	1.59
ペットボトル	211.66
廃食用油	7.23
その他再生資源（売却分）（小型トランス・モーターなど12種類）	23.26
酒類用コンテナ・小型二次電池・インクカートリッジ（無償分）	2.16
その他の再生資源（逆有償分）（乾電池・蛍光灯・その他色カレット）	293.10
くるくるプラザ再生品	2.52
合 計	7,885.48

※鉄から、その他再生資源（売却分）までの売却金は1億1,867万8,709円

し尿処理

1 し尿収集対象戸数の推移

（各年4月1日現在）

年度 区分	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)
一般家庭（戸）	160	112	62
従 量（件）	36	32	25

2 収集及び処理状況

(1) 収集方法

平成16年(2004年)4月1日より収集形態を一部委託から全面委託とし、2週間に1回定曜日収集しているほか、浸水等によるものは申込みにより随時収集している。

(2) 処理方法

化学処理場廃止（平成16年(2004年)3月31日）に伴い、市域内で収集されたし尿及び浄化槽汚泥の処理は同年4月1日より全量下水処理場へ流注して処理をしている。

3 収集処理実績の推移

年 度	実働日数 (日)	延べ就労人員 (人)	延べ処理戸数 (戸)	延べ収集量 (kℓ)
令和 5 (2023)	260	536	4,970	475
〃 6 (2024)	258	519	3,635	432
〃 7 (2025)	257	540	2,860	413

4 委託状況の推移

(戸数は各年度 4 月 1 日現在)

年度 \ 区分	収 集 戸 数		う ち 委 託 戸 数		委 託 率 (%)	委託料 支払額 (千円)
	一 般 家 庭 (戸)	従 量 (件)	一 般 家 庭 (戸)	従 量 (件)		
令和 5 (2023)	160	36	160	36	100.0	26,004
〃 6 (2024)	112	32	112	32	100.0	26,004
〃 7 (2025)	62	25	62	25	100.0	26,004

一般廃棄物処理手数料

1 手数料

令和8年(2026年)4月1日現在

一般廃棄物の種類等		手数料
1 次項から第4項までに掲げる一般廃棄物以外の一般廃棄物	(1) 市長が臨時に収集し、運搬し、及び処分するもの	ア 軽トラックで運搬することができる量以下であるときは、2,500円 イ アに規定する量を超え、2t車で運搬することができる量以下であるときは、5,000円 ウ イに規定する量を超え、3.5t車で運搬することができる量以下であるときは、7,500円 エ ウに規定する量を超えるときは、アからウまでに定める額を基準として市長が定める額
	(2) 市長が指定する工場又は中継地へ排出者が搬入し、市長が処分するもの	10kgまでごとに70円（事業系一般廃棄物にあっては、105円）
2 特定家庭用機器	(1) 電気冷蔵庫・電気冷凍庫（それぞれ内容積が250ℓ以上のものに限る。）	1台につき5,000円
	(2) 前号に掲げる機器以外の特定家庭用機器	1台につき3,500円
3 し尿	(1) 市長が収集し、運搬し、及び処分するもの	ア 臨時に設置された施設から収集するものにあつては、50ℓまでごとに400円 イ アに掲げるもの以外のものにあつては、月500ℓを超える50ℓまでごとに400円
	(2) 市長が指定する処分地又は中継地へ搬入し、市長が処分するもの	50ℓまでごとに150円
4 犬、猫その他の小動物の死体		火葬後に返骨を行うもの 1体につき21,000円
		火葬後に返骨を行わないもの 1体につき2,000円

備考 この表において「特定家庭用機器」とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。

2 手数料収入

（単位：円）

年度 区分	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)
ごみ	349,695,200	353,733,705	351,962,010
し尿	4,733,590	4,718,290	4,851,220